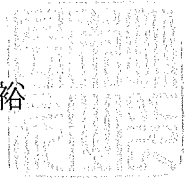


島政政第549号
平成29年 2月 1日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長 山崎 弦一 様
北大阪地域協議会
議 長 上奥 善弘 様
北摂地区協議会
議 長 川崎 友寛 様

島本町長 川口 裕

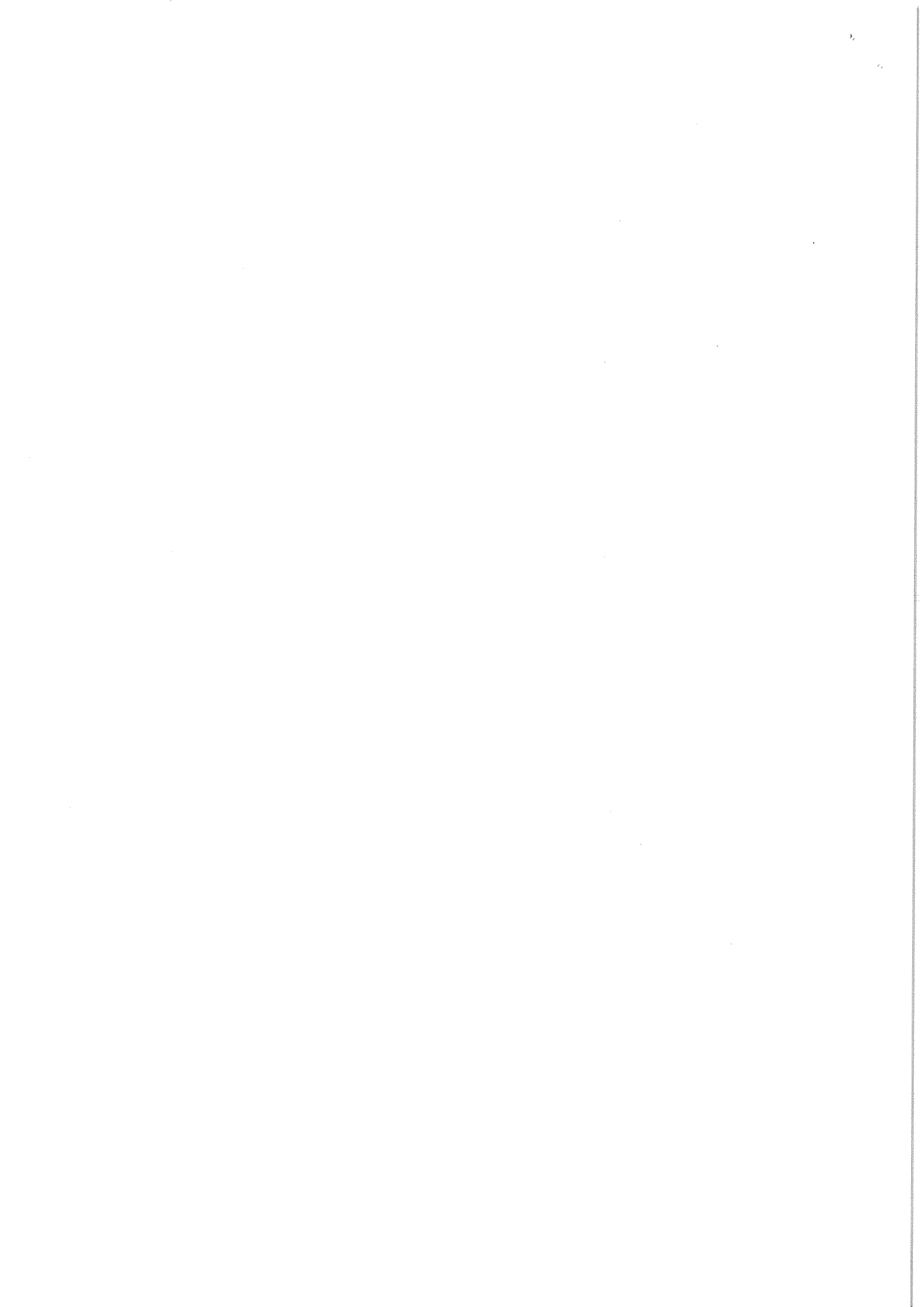


2017（平成29）年度 自治体政策・制度予算に対する要請について（回答）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、町行政各般にわたりご協力ご理解を賜りありがとうございます。

さて、ご要請いただきました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。



1. 雇用・労働・WLB施策

(1)地方創生交付金事業を活用した就労支援について

地方創生交付金事業につきましては、本年度定住促進・観光振興をテーマに活用しておりますが、一部商業振興にも活用しております。

頂いた要望内容については今後検討いたします。

(都市創造部 にぎわい創造課)

(2)産業政策と一体となった基幹人材の育成について

人材育成につきましては、国、府の補助事業を活用しながら、関係機関と連携し、対応してまいります。

(都市創造部 にぎわい創造課)

(3)地域就労支援事業について

地域就労支援事業につきましては、他団体の好事例を参考とするなど充実に向けた検討を進めてまいります。また、相談体制を充実させることにより、雇用・就労対策をきめ細かに行うことができるよう検討いたします。

(都市創造部 にぎわい創造課)

(4)生活困窮者自立支援の充実・強化について

本町では、平成27年度から、主な事業を島本町社会福祉協議会に委託し、自立相談支援事業、家計相談支援事業、住居確保給付金の給付、一時生活支援事業を実施しているところです。自立相談支援機関（社会福祉協議会）には、主任相談支援員、就労支援員、相談支援員（家計相談員）を配置し、ハローワークや庁内関係部署等と連携しながら、生活困窮者に対する相談支援や就労支援、家計管理の支援などを行っております。今後も、関係機関と連携しながら、支援体制の充実に努めてまいります。

また、認定就労訓練事業所（中間的就労の場）の確保については、就労支援における課題と認識しており、今後、町内の社会福祉法人や企業等への働きかけを行ってまいります。

(健康福祉部 福祉推進課)

(5)労働法制の周知・徹底と労働相談体制の充実について

「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメント対策の強化、労働相談体制の充実につきましては、労働基準監督署をはじめ関係機関と協力し、対応を進めてまいります。

(都市創造部 にぎわい創造課)

(6)いわゆる「ブラック企業」対策について

法違反企業対策につきましては、労働基準監督署等の関係機関と連携し、対応を進めてまいります。

(都市創造部 にぎわい創造課)

(7)仕事と生活の調和推進と女性の就業支援について

本町では、島本町企業内人権啓発推進連絡会を通じて町内会員企業に対し、男女共同参画に関する研修受講の促進や啓発を行っています。なお、現在、「女性活躍推進法」の趣旨を踏まえ、「しまもとスマイルプラン～第2期島本町男女共同参画社会をめざす計画～」の見直しを行っており、平成29年3月に改定する予定です。引き続き関係部局と連携を図り、積極的に取り組んでまいります。

(総合政策部 人権文化センター)

2. 経済・産業・中小企業施策

(1)観光産業の強化と外国人観光客へのマナー周知について

外国人観光客への対応につきましては、関係機関と連携し対応してまいります。

(都市創造部 にぎわい創造課)

(2)中小企業・地場産業の支援について

①ものづくり総合支援拠点の充実について

商工会等の関係機関と連携のうえ、今後検討致します。

(都市創造部 にぎわい創造課)

②TPPにおける完全累積制度の活用支援について

要望内容を踏まえ、今後検討致します。

(都市創造部 にぎわい創造課)

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

本町では、町内に事業所を有するなど、特定の条件を満たした企業者を対象に資金融資制度を実施しており、本制度が有効に活用されるように努めてまいります。また、制度変更等の際には、速やかに周知を行います。

(都市創造部 にぎわい創造課)

④最低賃金の引上げに向けた中小企業支援施策の充実について

関係行政機関と連携し対応してまいります。

(都市創造部 にぎわい創造課)

(3)総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について

総合評価入札制度は、価格以外に技術的要素等の評価も加えた入札制度、平成20、21年度公共工事で試行的に実施したところですが、導入の是非については、本町が発注する契約の中で、当該入札制度が妥当するものが多いわけではないことから、その必要性については慎重に判断してまいります。

公契約条例の制定については、既に労働者確保のための一定の法制度が整備されていることから、基本的には法律の整備が必要であると考えております。今後も引き続き国、府、他市町村の動向に注視してまいります。

(総務部 財政課)

(4)下請取引適正化の推進について

関係行政機関と連携し対応してまいります。

(都市創造部 にぎわい創造課)

(5)非常時における事業継続計画（BCP）について

・現在、他市町村の業務継続計画や、大阪府から示されているガイドライン等を調査・研究しており、平成29年度の策定に向けて進める予定です。

(総務部 危機管理室)

・中小企業の普及率に関しましては、要望内容を踏まえ、今後検討いたします。

(都市創造部 にぎわい創造課)

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1)地域包括ケアシステムの実現に向けて

大阪府地域医療構想に基づき、本町では二次医療圏ごとの協議の場である「三島病床機能懇話会」や「三島在宅医療懇話会」において、関係機関と連携のもと協議をすすめております。

地域包括ケアシステムの実現に向け、島本町第6期介護保険事業計画に基づき、「在宅医療・介護連携」「認知症施策」「介護予防・日常生活支援総合事業への移行」等の取組の推進に努めてまいります。

(健康福祉部 いきいき健康課)

(2)予防医療の促進について

健康づくりの推進については、「第2次健康しまもと21計画」「島本町データヘルス計画」に基づき、特定健診やがん検診等の各種事業に取り組んでおります。

平成28年7月から、健康づくりに積極的に取り組む方に特典を付与する健康マイレージ事業「しまもとスマイル健康ラリー」を実施し、特定健診・がん検診の受診率向上に努めております。あわせて、介護予防事業として住民主体で実施している「いきいき百歳体操」「かみかみ百歳体操」についても、取組を強化してまいります。

(健康福祉部 いきいき健康課)

(3)不育症の助成金制度について

不妊治療に対する助成制度については、引き続き大阪府と連携のもと住民への周知に努めてまいります。

町独自の不育症治療に対する支援策については、他団体の支援状況を把握するとともに、今後検討をすすめてまいります。

(健康福祉部 いきいき健康課)

(4)介護労働者の処遇改善と人材の確保について

介護保険の事業所に対し介護職員処遇改善加算の周知などを行い、介護職員の処遇改善が改善されるよう情報提供に努めます。また復職や新たな担い手を目指す人への支援制度についても、国や府などの動向を踏まえつつ、事業所に情報提供を行います。

(健康福祉部 保険年金課)

(5)認知症行方不明者対策の強化にむけて

本町においては、「島本町認知症高齢者等見守りネットワーク事業」により、認知症の方が行方不明になった際のネットワークの活用及び、日ごろの地域での見守り体制の強化に努めております。誰もが迅速に対応できるシステムについては今後、検討をすすめてまいります。「身元不明人台帳閲覧制

度」については、大阪府と連携のもと有効活用できるよう、自治体を越えたネットワークづくりをすすめてまいります。

(健康福祉部 いきいき健康課)

(6)障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について

①障がい者への虐待防止・予防

本町では、障害者虐待に係る相談・通報は少ない件数にとどまっています(H25年度=0件、H26年度=1件、H27年度=1件)が、引き続き、住民等への啓発など防止対策を推進してまいります。ご指摘のありました、虐待事案が発生した際の避難場所の確保や心のケア等についても取組を進めてまいります。

(健康福祉部 福祉推進課)

②障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法の体制整備

本町では、障害者差別地域協議会を現在設置しておりませんが、学識経験者・関係団体、行政機関系行政機関、また当事者家族も含む地域住民が参画する公募委員が参画している障害者施策推進協議会におきまして、障害者差別解消法の取組等について報告し情報共有を図ってまいります。

(健康福祉部 福祉推進課)

(7)子ども・子育て支援新制度の着実な実施にむけて

①全自治体の高位平準化

子ども・子育て会議において、毎年島本町子ども・子育て支援事業計画の進捗状況を把握するとともに、新制度が円滑に実施できるよう、検証と見直しを行ってまいります。

(教育子ども部 子育て支援課)

②待機児童の解消

待機児童数については、本町においても、希望の保育所に入所できないため、入所を保留している児童の数は含まれておりません。待機児童及び入所保留している児童も含めた総数が現時点での保育ニーズであることは認識しておりますが、一方では未就学児人口は減少傾向にあることから、総合的に勘案し、今後の事業計画の見直しについて、検討を進めてまいります。

また、保育士の確保が困難であることから、島本町で働く保育士の確保・定着のため、新規採用保育士等臨時給付金制度を設立しました。今後も人材の確保のため、保育士の処遇改善については、検討を進めてまいります。

(教育子ども部 子育て支援課)

③病児・病後児保育の充実

病児・病後児保育については、以前からその対応について要望等が寄せられており、方策を講じる必要があることは認識いたしております。

平成27年3月に策定した島本町子ども・子育て支援事業計画においても、サービス提供にかかる検討について位置付けております。順次、検討は進めておりますが、本町のような小規模自治体においては、当該事業の安定的運営のためには相当の工夫が必要であると考えられるため、常設の施設とするか、訪問等の形態とするかも含めて、明確な方針が定まっていない状況にあります。

今後とも、引き続き近隣自治体・同規模自治体等の動向も参考に、検討を進めてまいりたいと考えております。

(教育子ども部 子育て支援課)

(8)子どもの貧困対策について

①子どもの生活に関する実態調査

大阪府の実態調査の結果の活用につきましては今後検討してまいります。

(健康福祉部 福祉推進課)

②子ども食堂

「子ども食堂」につきましては、本町においても、昨年10月に住民の方々が主体となって、1か所開設されたところです。

本町といたしましては、主催者と連携し、住民の皆さんへの周知や情報収集などの取組を進めているところです。支援制度の創設につきましては今後検討してまいります。

(健康福祉部 福祉推進課)

③児童育成の健全化

保護者の支援については、これまでと同様に、家庭児童相談を中心として支援を行ってまいります。家庭的養育の推進については、主要施策の実施主体は都道府県であるとの認識であります。市町村として、大阪府と連携してまいります。

(教育子ども部 子育て支援課)

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1)指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

・町独自で、担任や教科指導の補佐を行う「授業支援講師」を小中学校に配置するとともに、大阪府から配置される加配教員も活用しながら、学力向上に努めております。

また、学校教育活動の中で、人権教育の推進を図り、道徳教育の充実を進める等、豊かな人格形成に向けた取り組みを引き続き実施してまいります。

(教育子ども部 教育推進課)

・これまで以上に児童・生徒の個に応じたきめ細かな指導を行っていくためには、35人以下学級の拡大などの対応は有効であると考えております。しかしながら、これらの施策を実施するにあたっては町独自で教職員を増員して雇用する必要があると、昨今の非常に限られている町財源の中での単独実施はかなり困難な状況にあります。今後も児童・生徒の学力向上やその他の課題に対応するための加配教員など、円滑な学校運営のために必要な教職員数の確保や配置人数の増員につきましては、引き続き、町村長会等を通じて大阪府及び国へ働きかけてまいります。

(教育子ども部 教育総務課)

(2)奨学金制度の改善について

学ぶ意欲と能力がありながら経済的理由により進学を断念することなく、安心して就学できる環境整備のためには奨学金制度は必要であると考えております。今後も、国における給付型の奨学金制度の創設、国や大阪府においてそれぞれ実施されている奨学金制度が持続的に展開されるように、また、奨学金制度が抱えている様々な課題の改善について関係機関を通じてなどの方法により働きかけてまいりたいと考えております。

(教育子ども部 教育総務課)

(3)労働教育のカリキュラム化について

現在、本町では、小中学校9年間を見通した「キャリア教育全体指導計画」を作成してキャリア教育を進めており「職業観・勤労観」を系統的に育む教育を推進しております。社会保障や労働法令などについても、社会科との横断的な指導を図ったり、職場体験学習を充実させたりするなど、「働くことの意義」等、労働教育の拡充に努めてまいります。

また、主権者教育につきましては、小・中学校段階において、児童生徒の発達段階を踏まえつつ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う教育の充実が求められていると認識しております。社会科での、憲法内容や政治制度の理解のみならず、その仕組みの意義や働きについての理解が深められるよう、多角的・多面的に考察する場面の充実を努めます。

(教育子ども部 教育推進課)

(4)人権侵害等に関する取り組み強化について

①女性に対する暴力の根絶

本町では、庁内関係課でDVに関する相談に対応するとともに、専門員による女性相談、人権擁護委員による様々な相談事業を実施しており、町内外の関係機関と連携し、被害者の保護等に努めております。なお、加害者更生プログラムなどの加害者対策については、国や大阪府などにおける調査研究の進捗状況を注視してまいります。

(総合政策部 人権文化センター)

②差別的言動の解消

本町では、ヘイトスピーチの実態はありませんが、現在、大きな社会問題となっている中で、深刻な人権問題として早急な解決に向けた取組が重要な課題であると認識しています。このため、大阪府警本部などの関係機関と連携を図り、検討を行ってまいります。

(総合政策部 人権文化センター)

(5)大阪人権博物館（リバティおおさか）の存続維持について〔大阪市以外〕

「リバティおおさか」は、大阪における同和問題を中心とする人権問題に関する資料を「なにわ」の庶民の生活、文化とのかかわりの視点から見つめ直して、蒐収・保存するとともに、これらを常時一般公開することによって、人権問題の生きた教材、学習の場を提供し、広く人権意識の啓発の場となっております。本町としては引き続き、行政職員や教職員、関係機関・団体の研修などで活用できるよう努めてまいります。

(総合政策部 人権文化センター)

(6)地方税財源の確保に向けて

財政の健全性確保に向けた仕組みの構築については、財源が限られている中で、扶助費が増加している状況を踏まえ、官民間の役割分担を見直し、真に官が担うべき事業に財源を集中するなど、事業の選択と集中を進めることにより、健全な財政の構築に努めてまいります。

また、地方の一般財源総額の確保に向けて、大阪府等を通じ、引き続き要望してまいります。

(総務部 財政課)

5. 環境・食料・消費者施策

(1)省エネ対策の推進について

本町では、環境に配慮した住宅や設備、製品などへ直接の補助は行っていませんが、ホームページ等を通じて、大阪府の実施する融資制度等の情報提供を行い、普及啓発を図っております。今後も引き続き、国・府等の関係機関と連携しながら、環境施策を推進してまいります。

環境教育に関しては、平成26年8月に策定した島本町環境基本計画においても、環境学習の推進を掲げており、住民団体や事業者と協働したイベントの実施などを通じて推進を図っております。今後も引き続き、学校や地域との連携を図りながら、環境学習を推進してまいります。

(都市創造部 環境課)

(2)廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化

①廃棄物減量と再資源化製品の活用促進

廃棄物対策については、「島本町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、町、住民、事業者それぞれが主体となり、廃棄物の発生排出抑制に努めているところでございます。

本町の平成26年度の1人1日あたりのごみ排出量は、大阪府平均・全国平均を下回っております。本町では、以前から多量排出事業者に対し、廃棄物の減量に対する取り組みとして、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めており、一定効果があるものと認識しております。

一方、リサイクル率については、全国平均をわずかに下回っておりますので、今後とも、「島本町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、住民への啓発活動等を通じて、リサイクル率の向上に努めてまいります。

(都市創造部 環境課)

②食品廃棄物の削減と福祉施策・災害対策との連携

食品廃棄物の減量については、ホームページでの啓発記事の掲載や、食材を無駄なく有効活用する「エコクッキング教室」を開催する団体への支援等、一般住民の方に向けた啓発活動を行っています。

今後も食品廃棄物も含めた廃棄物の発生排出抑制に努めてまいります。

(都市創造部 環境課)

(3)6次産業の推進と担い手の確保・育成

・本町においては、専業農家がないことから事業化は困難な状況でございますが、対象事業が発生した際には積極的に支援してまいります。

(都市創造部 にぎわい創造課)

・学校における食育、農業・水産業・林業等の学習活動では、1次産業、2次産業、3次産業だけでなく、それらの産業の連携により新しい付加価値が創造され、地域の振興・再生につながっていく等のこれからの日本の産業の

あり方を、子どもたち自身が、日本の将来を考える視点に重点をおき、教科や総合的な学習の時間等の学校の教育活動の中で学習しています。

(教育こども部 教育推進課)

(4)森林整備の拡充と木材利用促進

要請内容を踏まえ、今後検討いたします。

(都市創造部 にぎわい創造課)

(5)消費者政策の推進と消費者保護

消費者被害の発生・拡大の防止につきましては、消費者相談、広報・ホームページでの注意喚起等を行っております。今後も消費者保護の取り組みを継続してまいります。

(都市創造部 にぎわい創造課)

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 空き家対策の強化

・平成27年8月に町内を巡回し、目視にて外観調査を行い、適切に管理が行われていない町内全域の空家数を一定把握しております。

このような空家につきましては、今後とも定期的に町内を巡回し、実態把握に努めるとともに、外観調査の結果、火災や倒壊など「そのまま放置すれば、明らかに周辺的生活環境の妨げになる」と認められるものについては、空家特措法に基づき適切な管理を行うよう、所有者等に指導してまいりたいと考えております。

また、特定空家については、府内市町村の取組み状況を注視しながら、本町の特定空家等の判定基準策定に向けた取組みを進めてまいります。

（都市創造部 都市計画課）

・空家の利活用につきましては、要望内容を踏まえ、今後検討いたします。

（都市創造部 にぎわい創造課）

(2) 交通施策の強化・充実にむけて

① 「交通基本計画」の策定と市町村との連携

② 交通・運輸政策の専任者の人材育成

交通政策基本法に基づく取り組み①、②につきましては、総合的かつ計画的に実施すべきであると認識をいたしておりますが、現在、交通政策基本法に基づく取り組みについて具体化されたものはございません。しかし、本町といたしましては、まちづくりの観点や、防災、減災も視野に入れ検討を行うべきであると認識をいたしております。今後については、大阪府や近隣自治体の取り組み状況等を注視し、必要に応じて検討してまいります。

（都市創造部 都市整備課）

③ 交通バリアフリーの整備促進と安全対策

・町域内における駅舎のバリアフリー化につきましては、平成20年3月策定の島本町バリアフリー基本構想に従い、JR島本駅及び阪急水無瀬駅について平成23年3月までに整備を完了しております。現在は、平成22年度から継続的に開催しているバリアフリー基本構想継続協議会での意見などを踏まえて、ノンステップバスの導入など更なるバリアフリー化促進と安全対策に努めるとともに、本町住民のみならずが利用される大山崎町域に位置する駅舎についても早期のバリアフリー化が実現されるよう、今後も働き掛けてまいりたいと考えております。

（都市創造部 都市計画課）

・国や鉄道事業者等で構成されている「ホームドアの整備促進等に関する検討会（中間とりまとめ）」においては、ホームから転落又はホーム上で列車と接触する事故が特に多い、利用者数10万人以上の駅を優先し実施する方針

が示されております。JR島本駅や阪急水無瀬駅の利用者数は10万人未満であることから、今後、ホームドア・可動式ホーム柵の設置について、国や鉄道事業者の動向に注視してまいりたいと考えております。

(都市創造部 都市整備課)

・ホームドア・可動式ホーム柵が設置された場合、減免でなく、地方税法に基づき固定資産税の課税標準の特例が適用されることとなっております。具体的には、その設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分に限り、その設備にかかる固定資産税の課税標準の価格を3分の2といたします。

(総務部 税務課)

(3)交通安全対策の強化について

自転車運転者に対する啓発については、交通管理者である高槻警察署と連携しながら、自転車走行のルールやマナーの向上に努めてまいりたいと考えております。

また、「大阪府自転車条例」の施行に伴う本町の取り組みといたしましては、自治会等への啓発リーフレットの配布や、運転者安全講習会や街頭PR等の際に啓発活動を実施しており、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

(都市創造部 都市整備課)

(4)災害対策の強化

①社会インフラ対策の強化

・国のインフラ長寿命化基本計画に基づく本町の行動計画として、平成28年3月に「島本町公共施設総合管理計画」を策定し、学校施設や役場庁舎などの公共建築物と、道路や橋りょうなどのインフラ施設を含む施設の老朽化・耐震化対策などを推進しております。

学校施設の本年度末時点での耐震化率は約90%となる見通しですが、全ての学校施設の耐震化が早期に完了するよう、引き続き取組を進めるとともに、今後も老朽化が進行する公共施設の適切な維持管理・更新に努めてまいります。

(総合政策部 政策企画課)

・ご指摘の不特定多数の人が利用する民間施設のうち、特定既存耐震不適格建築物につきましては、耐震診断補助を制度化いたしております。

(都市創造部 都市計画課)

②防災・減災対策の充実・徹底

住民への防災に関する情報の周知につきましては、ハザードマップの配布に加え、広報誌やホームページにて行っており、災害時には防災行政無線に加え、登録制のタウンメール、エリアメール、広報車等により避難情報等の情報伝達を行っております。また、住民及び関係機関が参加する防災訓練を年二回開催しております。

災害時における避難行動要支援者に対する支援につきましては、災害対策基本法に規定される避難行動要支援者の把握や地域との連携について、現在関係部局との連携のもと推進に努めております。避難行動要支援者の把握及び名簿の作成が完了いたしましたため、平時から地域の皆様と情報の共有を図るなど、災害時に備えた体制の構築を進めてまいります。

(総務部 危機管理室)

③集中豪雨などの風水害の被害防止対策

・本町域内における土砂災害危険箇所につきましては、大阪府が指定を行い、事業を実施しております。本町といたしましても定期的に情報提供を受け、事業の状況把握に努め取り組んでまいりたいと考えております。また、堤防決壊を防ぐ等の治水対策につきましても、淀川の河川管理者である国や、水無瀬川の河川管理者である大阪府と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

(都市創造部 都市整備課)

・森林整備におきましては、洪水・土砂災害などに強い森林を目指し、土地所有者をはじめ関係機関等と協力し取組を進めてまいります。

(都市創造部 にぎわい創造課)

・風水害についての住民への啓発については、ハザードマップに加え、平成26年度以降土砂災害に特化した資料を、土砂災害警戒区域を含む地域に配布しております。

また、既存の自主防災組織が実施する年次訓練への協力、出前講座などの事業に加え、未組織地域に対する自主防災組織発足の支援を行い地域防災力の向上に努めてまいります。

(総務部 危機管理室)

(5)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

島本町防犯委員会は高槻警察署管内防犯協議会の構成団体として、島本町の安全・安心を守る防犯活動を実施しております。

今後におきましても、公共交通機関での犯罪防止をはじめとする各種犯罪に対する施策等について、高槻警察署をはじめ関係機関と連携し、安全で安心なまちづくりに努めてまいります。

(総務部 危機管理室)